

茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金交付要領

この交付要領は、茨城県サイクルステーション整備支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）のほか、サイクルステーション整備支援事業補助金の交付等サイクルツーリズム整備支援事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1. サイクルステーション整備支援事業について

(1) 基本的な考え方

当該事業は、奥久慈里山ヒルクライムルート及び大洗・ひたち海浜シーサイドルート沿線の賑わいを醸成し、更なるサイクリストの誘客を図り、本県のサイクルツーリズムの推進を目的に、飲食、地域情報の入手、駐車場の利用等が可能であり、サイクリストにとって必要な設備（シャワー・更衣室等）を有するサイクルステーションの整備に要する費用の一部を補助する。

(2) 実施要件

- ① 奥久慈里山ヒルクライムルート及び大洗・ひたち海浜シーサイドルート沿線上の施設整備であること。
- ② 整備後の施設は、奥久慈里山ヒルクライムルート及び大洗・ひたち海浜シーサイドルートの拠点施設としての位置づけが予定されているもの。
- ③ 事業後は、サイクルステーションとして飲食、地域情報の入手、駐車場の利用等が可能であり、サイクリストにとって必要な設備を有した施設として運営が予定されているもの。

(3) 補助対象経費

サイクルステーションの整備（施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工）に要する経費のうち設計委託費及び本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費に要する経費とし、以下の項目を予定する。

- サイクリストにとって必要な設備の整備
 - ・手荷物用ロッカー、シャワー、更衣室の整備
 - ・サイクルラックの整備
 - ・レンタサイクルの導入に伴う自転車保管施設や受付施設の整備
 - ・自転車の組立・メンテナンスに必要な貸出用工具の配備
 - ・自転車組立スペースや休憩スペース用の区画、ベンチ、テーブル、雨よけの設置
- その他サイクルステーションに求められる設備の整備
 - ・飲食のために必要な設備の整備
 - ・地域情報が入手できる設備の整備

- ・駐車場の整備
- ・その他、広くサイクリストの誘客が期待できる設備の整備

2. その他

(1) 概算払の上限

概算払できる金額は、交付決定額の9割以内の額とする。

(2) 概算払に係る必要な書類

要綱第14条に規定する概算払いをする場合に必要な書類は、次に掲げるものとする。

- ① 要綱第7条に規定する様式第2号の交付決定通知書の写し
- ② 概算払請求書（様式第8）
- ③ 整備等に係る契約書の写し

附 則

この要領は、令和3年4月16日から施行する。

この要領は、令和4年4月19日から施行する。

この要領は、令和5年10月6日から施行する。